

松江市告示第 5 号

松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成 17 年松江市条例第 396 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 8 日

松江市長 上 定 昭 仁



公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東出雲体育館	松江市東出雲町揖屋 1139 番地 2 NPO 法人 SPORTIVO ひがしいずも	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで
東出雲中央公園 野球場		
東出雲中央公園 多目的グラウンド		
東出雲中央公園 テニスコート		